

法務省説明要旨

1 はじめに

司法制度改革審議会意見においては、「国民の期待に応える司法制度の構築」として、「より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な事件の解決を可能とする制度を構築する。」とされている。

裁判においては、適正な手続の下で充実した審理が迅速に行われなければならない。より充実した審理を実現するための制度を構築していかなければならないことは当然のことであるが、今般、司法制度改革推進本部において、裁判所における手続の迅速化を促進することに焦点を当て、そのための方策を検討しておられることは、国民の期待にかなうものであり、法務省としても、全面的に協力していく所存である。

裁判の迅速化を促進し、2年以内の裁判を目指すといっても、これを実現するためには、乗り越えなければならない多岐にわたる問題がある。迅速化の促進を念頭に置いた体制面の整備や関係法令の整備は、当然に措置されるべきことであるが、それ以外にも、例えば、いわゆるアクセスポイントの構築を含め、訴訟に持ち込まれる前の手続の充実等により司法の負担を軽減できないか、法曹人口の増加や司法教育の充実等により、国民一人一人が将来法的紛争に巻き込まれることを予期して契約書・公正証書等の作成を励行するなどの予防的な行動がとれるようにならないか、刑事関係について、地域や家庭の協力を得ながら犯罪の発生件数を押さえる方策を取れないか等々の総合的施策も併せて行っていく必要があるように思われる。

そうした問題状況を踏まえつつも、「2年以内」という具体的目標を設定し、司法制度改革の観点から、裁判の迅速化の促進方策を検討することには、大きな意義があることは、すでに述べたとおりであり、法務・検察としても、この問題に真剣に取り組んでいく考えである。

2 刑事司法の観点から

- (1) 刑事に関する統計によれば、平成12年の通常第一審における終局人員の平均審理期間は、3.2月となっており、その内容を見ると、自白事件については2.7月であるが、否認事件は9.8月となっているという状況である。

そして、同年中の地裁での未済人員中、審理期間が2年を超える者は629人にも上り、終局人員中でも、2年を超えるものは276人となっており、なお多数の事件に長期間を要している状況にある。

例えば、オウム真理教の被告人松本智津夫の裁判は、第1回公判から約6年半が経過した現在も弁護人立証中であるなど、審理に極めて長い時間を要しているところである。

裁判が長期化すると、証人の記憶の減退や証拠の散逸等により真実を発見することが困難になるばかりではなく、被害者の納得を得ることも難しくなり、刑罰の感銘力も低くなるなど、その悪影響が大きい。審議会意見の指摘にもあるように、刑事裁判の遅延は国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因となっているものであり、迅速な裁判を実現することは、喫緊の課題であると考えている。

また、特に、裁判員制度が適用される事件については、裁判員となる一般国民の負担をできるだけ軽減する必要があることから、2年以内に終了すれば良いというのではなく、より迅速に裁判を終了させる努力が必要である。

- (2) また、裁判の迅速化にあたっては、控訴審、上告審も踏まえた考察が必要である。第一審だけを迅速化しても、確定までに長期間を要するとすれば、迅速化の目的を達成したことにはならないと思われる。例えば、平成12年の最高裁における未済人員数を見ると、総数737名中、上告審係属が2年を超える者が105名となっている。審理構造の違いもあることから一概には言えないが、このような状況にかんがみれば、控訴審、上告審についても、訴訟手続の迅速化を実現す

ることが必要であると思われる。

このような観点から，裁判所における手続全体について期間の短縮を図るといふ包括的な目標を法律に掲げること，意義が大きいと考えるところである。

- (3) 一部の刑事裁判が長期化している原因を検討すると，第1には，多くの弁護人がその業務形態等の理由により，集中審理に対応することができないことが挙げられる。ほとんどの刑事裁判は，月に1回程度のペースで公判が開廷されており，被告人が起訴事実を全面的に否認し，多数の証人尋問を要するような事件では，審理期間が必然的に長期化することになる。検察としても，長年このような審理方式に慣れ親しんできたため，反省すべき点はあると思われるところであるが，一部重大事件で長期化が見込まれる事件について，集中的な期日指定を申し立ててもなかなか受け入れてもらえない現状である。

第2に，審理に先立ち，争点整理が十分になされていないことが挙げられる。裁判を迅速化するためには，何が争点かを明確にし，それに焦点を絞った立証活動を行うべきであると思われるが，実際には，種々の理由から，争点整理が十分になされていない例が見受けられる。

第3に，被告人が全面否認しているような事件では，証人尋問において反対尋問が執拗に長時間行われ，主尋問に対して何倍もの時間を要することがまあり，また，これに対して，裁判所の訴訟指揮が不十分にしか行われないことがある。その背景としては，裁判所の訴訟指揮権違反に対して法廷侮辱罪などの強制的手段がないこともさることながら，訴訟指揮権の行使に反発して弁護人が辞任すると，さらに審理が長期化するおそれがあることが指摘できる。

また，例えば，東京地方検察庁の公判部の検事は，100件内外の手持ち事件を抱え，週4回の公判開廷日に対応している。検察官は公判廷での立証活動にとどまらず，記録の読込み，冒頭陳述書等の各種訴訟書類の作成，証人尋問の準備，新たな弁解に対する補充捜査等を

行わなければならない、それを公判の合間に行わなければならないのであり、多忙を極めているのが実情である。今後、裁判をより一層迅速化し、特に連日的開廷による集中審理に対応するためには、一人の検事を特定の事件に専従させるというだけではなく、複数の検事を多数の事件に専従させる必要が出てくる場所である。

以上のような状況を踏まえて、裁判の迅速化に向けての目標を達成するためには、増員を含む検察官及びこれを補佐する検察事務官の人的体制の充実・強化、公的弁護制度の創設、十分な争点整理を行うための新たな準備手続の整備、裁判所の訴訟指揮権の強化等の体制面・制度面の整備を行うことが必要であると思われる。

- (4) そして、今回検討されている法案において、このような、体制面・制度面の整備のみならず、裁判所及び当事者が、個々の裁判の遂行にあたって、迅速な裁判を実現するために努力すべきことを示すことも迅速化に向けて大きな効果を期待できるものとする。

今回の方策と同様に、裁判の終了期間に関して、当事者の運用面における努力目標を定めた法律として、公職選挙法253条の2のいわゆる百日裁判の規定がある。平成8年から同12年までの統計であるが、通常第一審における公職選挙法違反事件全体の平均審理期間は153.9日であるのに対し、百日裁判事件の平均審理期間は90.3日と大幅に短いものになっている。

このように、百日裁判の規定は実際に効果を上げているところ、その主な理由は、該当件数が少ないため優先処理が可能であるということもあるが、法律に目標期間が明記されることにより、当事者も目標期間を常に意識した訴訟活動を行うために努力しているということにあると思われる。

いかなる優れた制度を創設しようとも、最終的には、裁判所及び当事者が自ら裁判の迅速化を実現する意思を有していなければ、審理期間の目標を達成することは困難であると思われる。

- (5) いずれにしても，法務省としても，司法制度改革推進本部における検討に対して，最大限の協力を行っていきたいと考えている。

3 民事司法の観点から

- (1) 民事訴訟の審理期間については，全体として短縮されてきており，民事訴訟の第一審の平均審理期間は全体では8.5か月となっているが，なお，人証調べを行った事件については，19.2か月（いずれも平成13年の統計）を要している。

また，医事関係訴訟の第1審の平均審理期間は，32.7か月（平成13年の統計）というように，医事関係事件や建築関係事件等のいわゆる専門的知見を要する事件については，なお審理に長期間を要する傾向にある。

さらに，特許等知的財産権に関する事件については，裁判所調査官を擁し専門的処理体制を備えている東京・大阪の両地方裁判所とその他の地方裁判所との間では，処理体制の差が存在している。

このような実情を踏まえ，審議会意見では，民事訴訟について，なお一層の審理の充実を図り，その審理期間をおおむね半減することを目標として，さまざまな方策を実施することが提言されているところである。

- (2) 法務省では，これを受け，昨年9月から法制審議会民事・人事訴訟法部会において民事訴訟法等の見直しについて検討を開始したが，このたび裁判迅速化に向けて「2年以内」という目標が示されたことから，その実現を図ることをも踏まえて，引き続き検討を行っていく予定である。

- (3) 具体的な「2年以内」の目標の実現のための方策であるが，先に述べた民事訴訟の審理期間の実情に照らすと，まず，審理の終期を見通して計画的に審理をすることが重要であると考えられる。また，医事関係事件，建築関係事件等の専門的知見を要する事件の審理の充実

・迅速化，あるいは知的財産権関係訴訟への対応強化といった点の検討が必要であると考えられる。

このような観点から，現在，法制審議会において，

ア 複雑な事件等について審理の計画の策定を義務づけるなど，計画審理を推進するための手当てを講ずること，

イ 訴えの提起前においても，相手方に一定の事項を照会することができることとするほか，裁判所に文書の送付の囑託等の処分を申し立てることができるようにするなど，証拠収集手続を拡充すること，

ウ 専門的知見を要する事件の審理の充実・迅速化を図るため，裁判所が専門家の意見を聴くことができるようにするという，専門委員制度を創設すること，

エ 高度な技術的専門性が問題となる特許・実用新案権等に関する訴えの第一審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に専属化することとし，両地方裁判所の専門部において審理をすることができるようにすること

などの方策について検討がされているところである。

(4) 法務省としては，民事訴訟の第1審の手続をできる限り「2年以内」に終局することができるようにするため，引き続き，所要の手続の整備に努力してまいりたい。

4 最後に，裁判の迅速化を実現するためには，法曹三者が一致協力して努力することが必要である。国や裁判所については，法案の上で責務規定が置かれることが考えられるが，日本弁護士連合会・各単位弁護士会におかれても，弁護体制の整備等について適切な取り組みを行う必要があると思われる。

以 上